

「布川事件」の再審開始に関する会長声明

本年12月14日、最高裁判所第二小法廷は、1967年（昭和42年）8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件、いわゆる布川事件について、検察官による特別抗告を棄却し、再審請求人櫻井昌司氏、同杉山卓男氏に対する東京高等裁判所の2008年（平成20年）7月14日付再審開始決定を維持する決定を下した。

この決定は、検察官の主張は刑事訴訟法に定める特別抗告理由にあたらなかったうえ、証拠の新規性及び明白性を認めて再審請求を認容した水戸地方裁判所土浦支部の決定を維持した東京高等裁判所の判断には誤りはないと断じている。こうした原審及び原々審の決定は、最高裁判所の白鳥・財田川決定の趣旨にしたがって、新旧証拠を総合評価したうえで、状況証拠や自白の信用性に合理的な疑いが生じたとして再審開始を認めたものであった。最高裁判所がこうした判断を正当なものと認めたことは、無辜の救済に道を開くものとして重大な意義があり、高く評価する。

同時に、この決定に至るまで、請求人両名が40年以上にもわたる苦難を強いられたことに対し、司法関係者はその原因を解明し厳しく自己点検することが求められる。

この事件では、密室での取調べによる虚偽の自白の強要、代用監獄制度の弊害、証拠開示制度の不備による証拠隠しなど、足利事件をはじめ他の冤罪事件にも共通する刑事司法の問題点が典型的にあらわれている。今日、裁判員制度の運用が開始されたもとの、誤った判断を生じさせないため、こうした点の改革が急務である。

茨城県弁護士会は、請求人らが一日も早く無罪判決を獲得し冤罪を晴らすことを期待するとともに、冤罪の悲劇を二度と繰り返さないため、取調べの全面可視化、検察官手持ち証拠の全面開示、代用監獄の廃止など、刑事司法の改革の実現のため努力することを表明する。

2009（平成21）年12月16日

茨城県弁護士会

会長 荒川 誠 司